

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表
 第一条関係

(傍線部分は、改正部分)

改正案				現行			
埼玉県手数料条例 第一条～第七条 (略) 別表 (第二条 第三条関係)				埼玉県手数料条例 第一条～第七条 (略) 別表 (第二条 第三条関係)			
部等の名称	事務の種別	名称	金額	部等の名称	事務の種別	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
都市整備部	一～九十四 (略)	(略)	(略)	都市整備部	一～九十四 (略)	(略)	(略)
	<u>九十五 削除</u>				<u>九十五 租税特別措置法施行令第二十条の二十三項又は第三十八条の四第二十二項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査</u>	<u>特定の民間再開発事業認定申請手数料</u>	<u>三万千円</u>
	九十六～百二十一 (略)	(略)	(略)		九十六～百二十一 (略)	(略)	(略)
百二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	建築物エネルギー消費性能向上計	建築物エネルギー消費性能向上計	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関	百二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法	建築物エネルギー消費性能向上計	建築物エネルギー消費性能向上計	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

改正案			現行		
律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	画認定申請手数料	<p>する法律第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計(知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)まで及びロ(2)並びに<u>第二百二十四号イ(2)及びロ(2)</u>において同じ。)が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二)～(四) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p>	律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	画認定申請手数料	<p>する法律第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計(知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)まで及びロ(2)、<u>第二百二十四号イ(2)及びロ(2)並びに第二百二十六号イ(2)、ロ(2)及びハ(2)</u>において同じ。)が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二)～(四) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p>
百二十三～百二十五 (略)	(略)	(略)	百二十三～百二十五 (略)	(略)	(略)
百二十六 建	建築物	次に掲げる額を合算して	百二十六 建	建築物	次に掲げる額を合算して

改正案				現行			
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>得た金額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計(知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)まで、ロ(2)及びハ(2)において同じ。)が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二)～(四) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p>		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>得た金額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二)～(四) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ～ホ (略)</p>
	百二十七 (略)	(略)	(略)		百二十七 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二条関係

改正案	現行
<p>埼玉県手数料条例</p>	<p>埼玉県手数料条例</p>
<p>第一条～第二条 (略) (指定試験機関等への納付) 第三条 前条の規定により手数料を納付すべき者のうち、次の各号に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める指定試験機関等に手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p> <p>一～十八 (略)</p> <p>十九 別表都市整備部の項<u>第七十八号</u>の二級建築士又は木造建築士の免許 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関</p> <p>二十 別表都市整備部の項<u>第七十九号</u>の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関</p> <p>二十一 別表都市整備部の項<u>第八十号</u>の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関</p> <p>二十二 別表都市整備部の項<u>第八十一号</u>の二級建築士試験又は木造建築士試験 建築士法第十五条の六第一項に規定する都道府県指定試験機関</p> <p>二十三 別表都市整備部の項<u>第八十二号</u>の建築士事務所の登録の申請に対する審査 建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関</p> <p>二十四 別表都市整備部の項<u>第八十三号</u>の二級建築士又は木造建築士の免許の登録がされていることの証明 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関</p>	<p>第一条～第二条 (略) (指定試験機関等への納付) 第三条 前条の規定により手数料を納付すべき者のうち、次の各号に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める指定試験機関等に手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p> <p>一～十八 (略)</p> <p>十九 別表都市整備部の項<u>第七十六号</u>の二級建築士又は木造建築士の免許 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関</p> <p>二十 別表都市整備部の項<u>第七十七号</u>の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関</p> <p>二十一 別表都市整備部の項<u>第七十八号</u>の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関</p> <p>二十二 別表都市整備部の項<u>第七十九号</u>の二級建築士試験又は木造建築士試験 建築士法第十五条の六第一項に規定する都道府県指定試験機関</p> <p>二十三 別表都市整備部の項<u>第八十号</u>の建築士事務所の登録の申請に対する審査 建築士法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関</p> <p>二十四 別表都市整備部の項<u>第八十一号</u>の二級建築士又は木造建築士の免許の登録がされていることの証明 建築士法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関</p>

改正案				現行			
二十五 別表都市整備部の項 第八十四号の建築士事務所 の登録を受けていることの 証明		建築士法第二十六条の三第一 項に規定する指定事務所登録 機関		二十五 別表都市整備部の項 第八十二号の建築士事務所 の登録を受けていることの 証明		建築士法第二十六条の三第一 項に規定する指定事務所登録 機関	
二十六 別表都市整備部の項 第八十八号の宅地建物取引 士資格試験		宅地建物取引業法（昭和二十七 年法律第七十六号）第十六条 の四第二項に規定する指定試 験機関		二十六 別表都市整備部の項 第八十六号の宅地建物取引 士資格試験		宅地建物取引業法（昭和二十七 年法律第七十六号）第十六条 の四第二項に規定する指定試 験機関	
第四条～第七条 （略）				第四条～第七条 （略）			
別表（第二条 第三条関係）				別表（第二条 第三条関係）			
部等 の名称	事務の種別	名称	金額	部等 の名称	事務の種別	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
危機 管理 防災 部	一～八 (略)	(略)	(略)	危機 管理 防災 部	一～八 (略)	(略)	(略)
	九 消防法第 十三条の三 第三項の規 定に基づく 危険物取扱 者試験の実 施	危険物 取扱者 試験手 数料	イ 甲種危険物取扱者試 験 <u>七千二百円</u> ロ 乙種危険物取扱者試 験 <u>五千三百円</u> ハ 丙種危険物取扱者試 験 <u>四千二百円</u>		九 消防法第 十三条の三 第三項の規 定に基づく 危険物取扱 者試験の実 施	危険物 取扱者 試験手 数料	イ 甲種危険物取扱者試 験 <u>六千六百元</u> ロ 乙種危険物取扱者試 験 <u>四千六百元</u> ハ 丙種危険物取扱者試 験 <u>三千七百元</u>
	十 消防法第 十三条の二 十三の規 定に基づく危 険物の取扱 作業の保安 に関する講 習	危険物 取扱者 保安講 習手数 料	<u>五千三百円</u>		十 消防法第 十三条の二 十三の規 定に基づく危 険物の取扱 作業の保安 に関する講 習	危険物 取扱者 保安講 習手数 料	<u>四千七百元</u>
十一～十四 (略)	(略)	(略)	(略)	十一～十四 (略)	(略)	(略)	(略)
十五 消防法	消防設	イ 甲種消防設備士試験		十五 消防法	消防設	イ 甲種消防設備士試験	

改正案			現行		
第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の実施	備士試験手数料	六千六百円 ロ 乙種消防設備士試験 四千四百円	第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の実施	備士試験手数料	五千七百円 ロ 乙種消防設備士試験 三千八百円
十六～二十六(略)	(略)	(略)	十六～二十六(略)	(略)	(略)
二十七 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	高压ガス製造許可申請手数料	イ 同法第五条第一項第一号に該当する者(ロに掲げる者を除く。)(1)～(9) (略) ロ 同項第一号に該当する者であつて移動式製造設備(高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この号、次号及び第三十九号において同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの <u>次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつ</u>	二十七 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	高压ガス製造許可申請手数料	イ 同法第五条第一項第一号に該当する者(ロに掲げる者を除く。)(1)～(9) (略) ロ 同項第一号に該当する者であつて移動式製造設備(高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。次号及び第三十九号において同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの

改正案				現行			
			ては、六千円) (1)～(10) (略) ハ (略)				(1)～(10) (略) ハ (略)
	二十八～三十 (略)	(略)	(略)		二十八～三十 (略)	(略)	(略)
	三十一 高圧 ガス保安法第 二十条第一項 又は第三項の 規定に基づく 高圧ガスの製 造施設等の完 成検査(高圧ガ ス保安協会又 は同条第一項 に規定する指 定完成検査機 関が行うもの を除く。)	高圧ガ ス製造 施設等 完成検 査手 数 料	第二十七号から前号ま での金額の欄に規定する 区分に応じ、それぞれ当該 手数料の金額の四分の三 に相当する金額(高圧ガス 保安法第五条第一項又は 第十四条第一項の許可に 係る液化石油ガスの製造 のための施設であって、液 化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関す る法律第三十七条の三第 一項の完成検査を受け、同 法第三十七条の技術上の 基準に適合していると認 められたものについて検 査を受けようとするとき は、六千円)		三十一 高圧 ガス保安法第 二十条第一項 又は第三項の 規定に基づく 高圧ガスの製 造施設等の完 成検査(高圧ガ ス保安協会又 は同条第一項 に規定する指 定完成検査機 関が行うもの を除く。)	高圧ガ ス製造 施設等 完成検 査手 数 料	第二十七号から前号ま での金額の欄に規定する 区分に応じ、それぞれ当該 手数料の金額の四分の三 に相当する金額(高圧ガス 保安法第五条第一項又は 第十四条第一項の許可に 係る液化石油ガスの製造 のための施設であって、液 化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関す る法律(昭和四十二年法律 第百四十九号)第三十七条 の三第一項の完成検査を 受け、同法第三十七条の技 術上の基準に適合してい ると認められたものにつ いて検査を受けようとし るときは、六千円)
	三十二～七十 五 (略)	(略)	(略)		三十二～七十 五 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
保健 医療 部	一～四十一	(略)	(略)	保健 医療 部	一～四十一	(略)	(略)
	四十二 大麻 草の栽培の 規制に關す る法律(昭和 二十三年法 律第二十	大麻草 採取裁 培者免 許申請 手数料	七千円		四十二 大麻 取締法(昭和 二十三年法 律第二十 四号)第五 条第一項の規	大麻取 扱者免 許申請 手数料	七千円

改正案				現行			
	四号) 第五条 第一項の規定に基づく 大麻草採取 栽培者免許 の申請に対する審査				定に基づく 大麻取扱者 免許の申請 に対する審査		
	四十三 大麻 草の栽培の 規制に関する法律第六 条第三項の 規定に基づく大麻草採 取栽培者の 登録事項の 変更	大麻草 採取裁 培者登 録変更 手数料	三千四百円	四十三 大麻 取締法第十 条第五項の 規定に基づ く大麻取扱 者の登録事 項の変更	大麻取 扱者登 録変更 手数料	三千四百円	
	四十四 大麻 草の栽培の 規制に関する法律第七 条第三項の 規定に基づく大麻草採 取栽培者免 許証の再交 付	大麻草 採取裁 培者免 許証再 交付手 数料	三千四百円	四十四 大麻 取締法第十 条第六項の 規定に基づ く大麻取扱 者免許証の 再交付	大麻取 扱者免 許証再 交付手 数料	三千四百円	
	四十五～百八 十九 (略)	(略)	(略)	四十五～百八 十九 (略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
農林 部	一～三十四 (略)	(略)	(略)	農林 部	一～三十四 (略)	(略)	
	三十五 家畜 伝染病予防	家畜注 射手数	イ～ハ (略) ニ 豚熱の注射 二百七		三十五 家畜 伝染病予防	家畜注 射手数	イ～ハ (略) ニ 豚熱の注射 三百二

改正案			現行		
法第六条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の注射	料	<u>十円</u> ホ～リ (略)	法第六条第一項又は第三十一条第一項の規定に基づく家畜の注射	料	<u>十円</u> ホ～リ (略)
三十六 (略)	(略)	(略)	三十六 (略)	(略)	(略)
<u>三十七 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師又は知事が登録する飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理</u>	<u>豚熱予防液の管理手数料</u>	<u>一頭分につき六十円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>三十八 家畜伝染病予防法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が登録す</u>	<u>豚熱予防液接種票交付手数料</u>	<u>一件につき五百六十円</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正案					現行				
	る飼養衛生 管理者が行 う豚熱予防 注射に係る 豚熱予防液 接種票の交 付								
	三十九～四十 六 (略)	(略)	(略)		三十七～四十 四 (略)	(略)	(略)		
	四十七 削除				四十五から四 十七まで 削 除				
	四十八～五十 八 (略)				四十八～五十 八 (略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
都市 整備 部	一 建築基準 法(昭和二十 五年法律第 二百一十号)第 六条第一項 (同法第八 十七条第一 項において 準用する場 合を含む。) の規定に基 づく建築物 に関する確 認の申請又 は同法第十 八条第二項 (同法第八 十七条第一	建築物 に關す る確認 申請又 は計画 通知手 数料	イ 床面積の合計(知事が 別に定める算定方法に よって算定したものを いう。以下この号、 <u>第百 十九号イ及び第百二十 四号イ</u> において同じ。) が三十平方メートル以 内のもの 七千円 ロ～リ (略)		都市 整備 部	一 建築基準 法(昭和二十 五年法律第 二百一十号)第 六条第一項 (同法第八 十七条第一 項において 準用する場 合を含む。) の規定に基 づく建築物 に関する確 認の申請又 は同法第十 八条第二項 (同法第八 十七条第一	建築物 に關す る確認 申請又 は計画 通知手 数料	イ 床面積の合計(知事が 別に定める算定方法に よって算定したものを いう。以下この号、 <u>第百 十八号イ及び第百二十 三号イ</u> において同じ。) が三十平方メートル以 内のもの 七千円 ロ～リ (略)	

改正案				現行			
	項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査(次号に規定する審査を除く。)				項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査(次号に規定する審査を除く。)		
	二～四 (略)	(略)	(略)		二～四 (略)	(略)	(略)
	五 建築基準法第六条の三第一項又は第十八条第四項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定(以下この号、 <u>第百十二号ハ</u> 、 <u>第百十九号ハ</u> 及び <u>第百二十四号ハ</u> において「構造計算適合性判定」という。	建築物に関する計画の構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 イ 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計(知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、 <u>第百十二号ハ</u> 、 <u>第百十九号ハ</u> 及び <u>第百二十四号ハ</u> において「判定対象床面積」という。)が千平方メートル以内のもの (1) (略) (2) 構造計算が建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受		五 建築基準法第六条の三第一項又は第十八条第四項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定(以下この号、 <u>第百十一号ハ</u> 、 <u>第百十八号ハ</u> 及び <u>第百二十三号ハ</u> において「構造計算適合性判定」という。	建築物に関する計画の構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を要する一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 イ 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計(知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、 <u>第百十一号ハ</u> 、 <u>第百十八号ハ</u> 及び <u>第百二十三号ハ</u> において「判定対象床面積」という。)が千平方メートル以内のもの (1) (略) (2) 構造計算が建築基準法第二十条第一項第二号イ又は第三号イに規定する国土交通大臣の認定を受

改正案				現行			
			けたプログラム(以下この号、 <u>第百十二号ハ</u> 、 <u>第百十九号ハ</u> 及び <u>第百二十四号ハ</u> において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの 十万七千円 ロ～ホ (略)				けたプログラム(以下この号、 <u>第百十一号ハ</u> 、 <u>第百十八号ハ</u> 及び <u>第百二十三号ハ</u> において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの 十万七千円 ロ～ホ (略)
六～七十一 (略)	(略)	(略)		六～七十一 (略)	(略)	(略)	
<u>七十二 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第三百三十七条の第十二第六項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</u>	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	<u>二万七千円</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>七十三 建築基準法施行令第三百三十七条の第十二第七項の規定に基づく既存建築物の大規模修</u>	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建	<u>二万七千円</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

改正案			現行			
	<u>繕等の認定の申請に対する審査</u>	<u>築制限の緩和に係る認定申請手数料</u>				
	<u>七十四</u> 建築基準法施行令第百三十七条の十六第二号の規定に基づく既存建築物の移転の認定の申請に対する審査	(略)	(略)	<u>七十二</u> 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第 <u>三百三十八号</u>)第百三十七条の十六第二号の規定に基づく既存建築物の移転の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
	<u>七十五～九十二</u> (略)	(略)	(略)	<u>七十三～八十九</u> (略)	(略)	(略)
	<u>九十二</u> 宅地建物取引業法第十条に規定する宅地建物取引業者名簿等の写しの交付	宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料	一の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿等につき三百円に用紙一枚ごとに十円を加えた金額(第八十七号に規定する閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る宅地建物取引業者名簿等の写しの交付を申請する場合にあっては、用紙一枚につき十円)	<u>九十</u> 宅地建物取引業法第十条に規定する宅地建物取引業者名簿等の写しの交付	宅地建物取引業者名簿等の写しの交付手数料	一の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業者名簿等につき三百円に用紙一枚ごとに十円を加えた金額(第八十五号に規定する閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る宅地建物取引業者名簿等の写しの交付を申請する場合にあっては、用紙一枚につき十円)
	<u>九十三～九十</u>	(略)	(略)	<u>九十一～九十</u>	(略)	(略)

改正案			現行		
六 (略)			四 (略)		
(削る)			九十五 削除		
九十七～百十 (略)	(略)	(略)	九十六～百九 (略)	(略)	(略)
百十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第一項から第五項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第三項の確認書若しくは同条第四項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。第百十三号において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 (一) 新築の場合 八千円 (二) 増築又は改築の場合 一万三千円 (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第百十四号までにおいて同じ。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (一)～(八) (略) ロ (略)	百十 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第一項から第五項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第三項の確認書若しくは同条第四項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。第百十二号において同じ。)又はこれらの写しが提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 (一) 新築の場合 八千円 (二) 増築又は改築の場合 一万三千円 (2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第百十三号までにおいて同じ。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (一)～(八) (略) ロ (略)
百十二・百十三	(略)	(略)	百十一・百十二	(略)	(略)
百十四 長期	建築基	第百十二号金額の欄イ	百十三 長期	建築基	第百十一号金額の欄イ

改正案			現行		
優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	の額に、前号金額の欄イ(1)又はロ(1)の額(共同住宅等については、同欄イ(2)(一)から(八)まで又はロ(2)(一)から(八)までの床面積の合計の区分に応じ定める額)を加算し、 <u>第百十二号金額の欄ロ</u> 又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額	優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	の額に、前号金額の欄イ(1)又はロ(1)の額(共同住宅等については、同欄イ(2)(一)から(八)まで又はロ(2)(一)から(八)までの床面積の合計の区分に応じ定める額)を加算し、 <u>第百十一号金額の欄ロ</u> 又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額
<u>百十五～百二十七</u> (略)	(略)	(略)	<u>百十四～百十九</u> (略)	(略)	(略)
<u>百二十一</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第二	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請	<u>第百十九号金額の欄イ</u> の額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、 <u>第百十九号金額の欄ロ</u> 又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額	<u>百二十</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第二項に	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請	<u>第百十八号金額の欄イ</u> の額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、 <u>第百十八号金額の欄ロ</u> 又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額

改正案				現行			
	項において準用する同法第五十四条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	手数料			において準用する同法第五十四条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	手数料	
	百二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第二項若しくは第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十五条第一項の認定又は同法第三十六条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 （1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合 （一）床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものを		百二十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第二項若しくは第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十五条第一項の認定又は同法第三十六条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 （1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合 （一）床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものを

改正案				現行			
			<p>いう。以下この号及び第百二十八号において同じ。)が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二)～(七) (略)</p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u>に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合</p> <p>(一)～(七) (略)</p> <p>ロ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合</u> (イ(1)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ハ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合</u> (イ(2)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>				<p>いう。以下この号及び第百二十七号において同じ。)が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二)～(七) (略)</p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u>に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合</p> <p>(一)～(七) (略)</p> <p>ロ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合</u> (イ(1)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ハ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合</u> (イ(2)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>
	百二十三 建築物のエネルギー消費	建築物エネルギー消費	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額		百二十二 建築物のエネルギー消費	建築物エネルギー消費	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額

改正案			現行				
	<p><u>性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</u></p>	<p>費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合</u> (1) (略) (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (一) 床面積の合計（知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)まで及びロ(2)並びに<u>第二百二十五号イ(2)及びロ(2)</u>において同じ。)が三百平方メートル未満のもの (二)～(四) (略) (3) (略) ロ～ホ (略)</p>		<p><u>性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</u></p>	<p>費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合</u> (1) (略) (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (一) 床面積の合計（知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)まで及びロ(2)並びに<u>第二百二十四号イ(2)及びロ(2)</u>において同じ。)が三百平方メートル未満のもの (二)～(四) (略) (3) (略) ロ～ホ (略)</p>
	<p><u>百二十四 建築物のエネルギー消費</u></p>	<p>建築基準関係規定適</p>	<p>前号に規定する合算して得た金額に、次のイに定める額を加算し、次のロ又は</p>		<p><u>百二十三 建築物のエネルギー消費</u></p>	<p>建築基準関係規定適</p>	<p>前号に規定する合算して得た金額に、次のイに定める額を加算し、次のロ又は</p>

改正案				現行			
	<p><u>性能の向上等に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第三十五条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</u></p>	<p>合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額 イ～ハ（略）</p>		<p><u>性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第三十五条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</u></p>	<p>合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>ハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額 イ～ハ（略）</p>
	<p><u>百二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、<u>第百二十三号金額の欄</u>に定める額とする。 イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合</u> (1)～(3)（略）</p>		<p><u>百二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審</u></p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、<u>第百二十二号金額の欄</u>に定める額とする。 イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合</u> (1)～(3)（略）</p>

改正案				現行			
	審査を除く。)		ロ～ホ (略)		査を除く。)		ロ～ホ (略)
	百二十六 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請 (同条第二項において準用する同法第三十五条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。)</u> に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	第二百二十四号金額の欄イの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、 <u>第二百二十四号金額の欄ロ</u> 又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額		百二十五 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請 (同条第二項において準用する同法第三十五条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。)</u> に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	第二百二十三号金額の欄イの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、 <u>第二百二十三号金額の欄ロ</u> 又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額
	百二十七 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十一条第一項の規定に基</u>	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類す</u>		百二十六 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基</u>	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 イ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する</u>

改正案				現行			
	づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査		る書類として知事が別に定めるものが提出された場合 (1)～(3) (略) ロ～ホ (略)		く建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査		書類として知事が別に定めるものが提出された場合 (1)～(3) (略) ロ～ホ (略)
	百二十八 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三十四条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十五条第一項の認定又は同法第三十六条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (1)～(7) (略) ロ・ハ (略)		百二十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十五条第一項の認定又は同法第三十六条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (1)～(7) (略) ロ・ハ (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)